

令和2年4月10日

新宿区指定介護サービス事業所 管理者様

新宿区福祉部介護保険課

### 緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について(周知)

各事業所におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症への対策、また、新宿区の介護保険事業にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、標記の件について、東京都から新宿区内の地域密着型サービスの事業者(地域密着型特別養護老人ホームを除く。)及び居宅介護支援事業者への周知依頼がありました。

つきましては、下記の東京都の通知文書と同様のご対応をお願いいたします。

#### 記

##### <添付資料>

(東京都の通知文書)

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

(令和2年4月9日付け、2福保高介第69号、2福保高施第97号)

##### <参考>

(上記東京都通知文書の抜粋)

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、適切な感染防止対策を前として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いいたします。

(国の通知文書の抜粋)「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正)

- ・ 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・ 生活支援事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供者など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

なお、貴事業所において、新型コロナウイルスの感染事例等がありましたら、保険者である新宿区福祉部介護保険課給付係まで、速やかに報告を行っていただきますようお願いいたします。

新宿区福祉部介護保険課推進係

TEL:03-5273-4212

給付係

TEL:03-5273-3497

FAX:03-3209-6010

(共通)